

福山市職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則

平成 28 年 3 月 29 日

公平委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき、再就職者(同条第 1 項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)による同条第 7 項に規定する要求又は依頼(以下「依頼等」という。)の届出の手続を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 7 項の規定による届出は、依頼等を受けた後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面(別記様式)を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名、生年月日、所属及び職名
- (2) 依頼等をした再就職者の氏名
- (3) 依頼等が行われた日時
- (4) 当該再就職者がその地位に就いている営利企業等(法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。)の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (5) 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。